# 指定訪問リハビリテーション・

# 介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規定

#### (事業所の目的)

第1条 この規定は医療法人たちばな会が開設する西岡病院(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)の居宅において、適正な指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 本事業は、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともに その生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行う。

- (2) 事業の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い、改善を図る等に努める。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (4) 事業を行った際には、速やかに、事業を実施した要介護者等の氏名、実施日時、 実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録する。

#### (事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 1 名 称 西岡病院
- 2 所在地 和歌山県有田郡有田川町小島278番地の1

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1名 (兼務) 管理者は、業務の実施状況を把握し、事業を統括するとともに、職員を指揮、監督する。
- 2 理学療法士 3名 (専任)

3 言語聴覚士 2名 (専任)

利用の申込みに係る調整、訪問リハビリテーション計画書の作成及び利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーションを行う。

(事業所の組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力態勢)

第5条 事業所の組織体制、従業員の権限、業務分担及び協力体制は次のとおりとする。

- 1 組織体制
  - 医療法人たちばな会の関連事業所に西岡病院(訪問リハビリテーション)を置く。
- 2 従業者の権限、業務分担及び協力体制
  - ① 管理者は、事業所の運営に当たり、従業者を指揮監督する。また、当該事業 所の従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その 他の管理を一元的に行う。
  - ② 事業所の分掌事務は当該事業所の理学療法士長が定め、管理者に報告を行う。
  - ③ 事業所の理学療法士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅において、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。
  - ④ 当該事業所の業務に支障をきたしたり、理学療法士に不測の事態が生じた場合、管理者は、医療法人たちばな会の理学療法士等に協力を求めることができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者職員就業規定に準じて定めるものとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(但し12月31日から1月3日及び祝日を除く。)

2 営業時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)

8:30~12:15 (土曜日)

(事業の利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当概事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2割又は3割とし、法定受領サービスでないときはその全顎とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は有田郡市の地域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 事業所は、事業の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むものとし、また、業務体制を整備する。

- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないように、職員でなくなったあとにおいても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (4) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は関係市町村及び当該サービス事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (5) 緊急対応

事業所が事業を実施したことにより事故が発生したときは、被害等が拡大しないよう、直ちに措置を講ずるとともに、速やかに管理者や必要機関へ連絡し対処する。また事故発生時の緊急対応窓口は管理者とし、事故処理簿に記録し経緯を明らかにし、予防対策に役立てる。

#### (6) 苦情への対応

事業所への苦情は、専用窓口を設けて受付し、問題の解決に努めるとともに、 苦情の処理簿に記録しサービス向上に役立てる。

#### 第10条 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

#### 附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年1月1日一部変更。

平成17年1月1日一部変更。

平成18年1月1日一部変更。

平成19年1月1日一部変更。

平成21年1月1日一部変更。

平成21年4月1日一部変更。

平成21年6月1日一部変更。 平成22年6月1日一部変更。 平成27年12月1日一部変更 平成29年5月1日一部変更。 平成30年6月1日一部変更。 令和1年5月7日一部変更 令和1年11月15日一部変更 令和3年4月14日一部変更 令和4年12月5日一部変更

# 訪問リハビリテーション・介護予防訪問 リハビリテーション重要事項説明書

### 1 基本理念

# 「よいサービスを行い利用者の満足を得る」

### 2 運営方針

お客様の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションをおこないます。

3 事業所の概要

事業所名: 西岡病院 (訪問リハビリテーション)

所 在 地 : 有田郡有田川町小島278番地1

介護保険指定番号 : 3011610148

4 職員勤務体制

管理者 (医師) 1名 常勤兼務 従業者及び業務の管理

理学療法士 3名 常勤専任 訪問リハビリテーションの

言語聴覚士 2名 常勤専任 業務にあたる。

5 サービス提供時間

月~金曜日 :午前8時30分~午後5時

十曜日 :午前8時30分~正午

但し、祝日及び12月31日~1月3日までは休業します。

#### 6 利用料金

(1)利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は 全額自己負担となります。

(2)料金の支払い方法

料金のお支払い方法は、月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求を致しますので、25日までに西岡病院又は、訪問リハビリ担当者までお支払い下さい。お支払い頂きますと領収証を発行致します。

# 7 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

- (2)サービスの終了
  - I利用者様の都合でサービスを終了する場合 文書等でお申し出くださればいつでも解約できます。
  - Ⅱ当事業所の都合でサービスを終了する場合

人手不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させて頂く場合がございます。その場合終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の事業所を紹介致します。

### Ⅲ自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終 了致します。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区 分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

### IVその他

利用者様やご家族などが当事業所の職員に対して本契約を継続 し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することに より、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

- 8 苦情・相談の窓口
  - ①当事業所における苦情やご相談は次の窓口で承ります。

担 当 事務 石井 久司

電 話 0737-52-6188

◎ 受付時間

受付日 毎週月曜日~金曜日 (ただし、祝日及び12/30~1/3を除く)

受付時間 8:30~17:00

上記以外の時間帯はナースステーション(当直看護職員)で、利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口を設けております。

②有田郡市の介護保険サービスに関する苦情・相談については、有田郡内の 各役場、有田市役所介護保険課までお問い合わせください。

有田市0737-83-1111有田川町0737-32-3111湯浅町0737-63-2525広川町0737-63-1122国保連合会073-427-4668

### 9 賠償責任

訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生し、 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利 用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなか った場合はこの限りではありません

# 10 緊急時の対応

訪問リハビリテーションサービスの提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

### 11 第三者評価の実施有無

現在、第三者評価は行われていません。

# 当事業所における個人情報保護の指針 及び使用目的について

当事業所が業務上必要とする利用者及びその家族の知りえた個人情報を適切に 取り扱うための指針を示し、職員一同がこれを遵守し利用者及びその家族の個 人情報の保護に万全を尽くしていく。

# 1. 個人情報保護の指針

- (1) 当事業所は、サービス提供上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報の保護については、関係法令及びその他規範等を誠実に遵守します。
- (2) 利用者及びその家族の個人情報に関し、情報の紛失・改ざん及び漏洩等の防止に努め適切な安全管理をします。
- (3) 法令に定める場合を除き、利用者及びその家族の個人情報を、あらかじめ本人等の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (4) 利用者及びその家族から個人情報の取り扱いについて、苦情等があった場合にはこれを真摯に受け止め、その内容については厳格に調査したうえで適切かつ迅速な対応に努めます。
- (5) 当事業所は個人情報保護のための管理体制及び取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

# 2. 使用目的

- (1) 利用者に関わる居宅サービス計画及び介護サービスの提供を円滑に行うため
- (2) サービス利用にかかる各サービス提供事業者や主治医との連絡調整に 努め、更にはサービス担当者会議を開催し、より適切なサービス提供 実施を可能にするため
- (3) 病状の変化等により医療機関への連絡等が必要になった場合
- (4) 介護保険事務に関する情報提供が必要となった場合
- (5) 損害賠償保険などに関わる保険会社への相談又は届出等
- (6) その他の事情により、個人情報の提供が必要となった場合(ただし、 利用者の了承を得た後)

# 3. 利用期間

サービス提供契約期間に準ずる